

- 福島市告示第362号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のように告示し、同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和7年12月19日

福島市長 馬場 雄基

1. 都市計画の種類

県北都市計画 高度利用地区

2. 都市計画を変更する土地の区域

福島県福島市のうち

栄町 及び 早稲町 の各一部の区域

3. 縦覧場所

福島市五老内町3番1号

福島市都市政策部都市計画課